

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	平成31年1月8日(火) 午前10時00分～午前10時35分	
場 所	3A会議室	
出席者	出席	市長、宮村副市長、高村副市長、教育長、政策部長、市長公室長、財務部長、建設部長
	事務局	企画課長、課長代理(調整担当) 陪席:秘書課長

議題：秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正することについて	
担当部課等	こども健康部保育こども園課
説明者	こども健康部長、保育こども園課長、課長代理(こども園・児童ホーム担当)
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 開学予定の専門職大学に、該当する資格が取れる大学はあるか。</p> <p>A. 現在のところ、該当するような学科はないと思われる。</p> <p>Q. ここでの条例改正のタイミングとなった理由は何か。</p> <p>A. 平成29年度の地方分権改革に係る提案において、放課後児童支援員の資格要件を「従うべき基準」から「参酌基準」へと見直す意見が出され、国において平成30年度中に参酌基準とすることの結論を出す方針とされていたことから、合わせて条例改正をしようとしていたためである。</p>
会議結果	原案了承

議題：「保育所等利用調整基準」を見直し、及び公表することについて	
担当部課等	こども健康部保育こども園課
説明者	こども健康部長、保育こども園課長、課長代理(保育担当)
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり

<p>会 議 経 過 (説明・意見等)</p>	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 新基準はどのようにして作成したのか。 A. 国の通知や近隣各市の状況を参考に作成したものである。 (意見) ・見直しに当たっての基本的な考え方を明確にしておくこと。</p>
<p>会 議 結 果</p>	<p>原案了承</p>

—以上—